

行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領の改正について

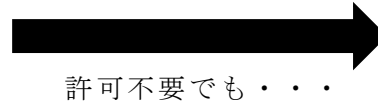
1 要領作成の経緯

(1) 飲食店の分類

「飲食店」と呼ばれるもの：別添 1

黄色部分は

反復・継続性がないため許可は不要



許可不要でも・・・

不特定・多数の人に食品を提供

食中毒予防のため
適切な衛生管理を行う必要あり

(2) 「臨時出店」に係る要領の作成

別添 1 黄色部分を「臨時出店」として取扱い、要領に基づき各保健所が指導し、食品衛生の確保を図ることとした。



平成 21 年 4 月 27 日、各保健所あて要領を通知（平成 21 年 5 月 1 日施行）

(3) 現在の要領の概要

ア 目的

学園祭、夏祭り、バザー等の行事の開催に伴い食品を提供する出店のうち、食品衛生法上の許可を要しないもの（臨時出店）について、食品衛生法上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

イ 内容

<臨時出店を行う場合>

① 主催者又は出店者（要領に明記されていないが、概ね年に 3 日以内の出店に限定）

- ・管轄の保健所に届出（臨時出店届）を提出

届出内容：行事の内容、期間、主催者の氏名連絡先、取扱食品 等

② 保健所

- ・届出によりイベントや出店状況を把握。食品衛生確保のための指導。

指導内容：食品取扱の注意事項の指示、検便の奨励 等

取扱食品について例示しているが、基本的には自由

主催者、行政双方の
食中毒予防、危機管理対策に寄与

2 今回の要領改正の経緯

『行事に伴い食品の臨時出店を行うものに限り対象とする』について、各保健所によって対象とするか否かの判断に差が生じてきた。



全国の各自治体においてはどのように判断しているか？（調査結果：別添 2）

行事の種類や目的、日数、出店者の参加日数などについて全国調査を行い、要領を改正することとした。

3 要領改正のポイント（改正要領：別添 3）

（1）臨時出店の対象とする行事の明記

食品の提供による営利を主目的としない、一時的に開催される祭礼、催事を対象の行事とした。

<規定した理由>

全国調査の結果、ほとんどの自治体が行事の種類や目的を判断基準に加えていたため。

いわゆるフードフェスなど、食品の提供による営利目的の行事を対象外としたほか、他自治体の要領・要綱を参考に、対象となる行事を例示として列挙した。

（2）出店者の出店日数の明記

次のすべての要件を満たす出店者を届出の対象とした。

① 出店が年間 8 日以内

② 出店する行事が年間 4 行事以内

③ 同一年間における出店が 3 日以内

<規定した理由>

①：全国平均が 8.4 日以内だったことを参考とした。

②：全国平均は 3 回だったが、最も多かった回答は 4 回だったため。

1 季節に 1 回行う行事が多いことも踏まえ、4 行事までとした。

③：同じ行事で最大 8 日間出店し続けるのは臨時出店届の範疇を超えていると考え、1 行事あたりの出店日数制限を設けることとした。

全国平均（8 日以上の特出した自治体を除く）が 3 日だったこと、土日+祝日の 3 日間の行事が多いことを考慮した。

4 令和4年度第3回食の安全推進委員会でいただいた助言と対応

- 届出について確実な周知の実施

下記5参照

届出者（行事主催者等）へ伝わるように、イベント主催団体等を管轄する課所へも周知した

- 県と保健所設置市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）のすり合わせ

要領改正について施行前から情報共有

令和5年5月26日開催の1県4市連絡調整会議にて県の現状報告を実施、4市の方針を聴取

- 前日調理と仕込みの区別

いただいた指摘（下処理と調理の区別が分かりにくい）を保健所と共有

区別について保健所担当者と改めて認識を確認、その他専門用語も含め、確実に丁寧な説明を依頼

- 衛生管理に関する資料

注意事項（衛生管理の注意点、出店者と届出者の留意事項、取り扱うことができる食品の例示）を別紙（別添4）に改正の概要と相談先を記載したリーフレット作成（別添5）

5 改正後の周知について

- 県所管保健所、さいたま市、川越市、越谷市、川口市保健所へ通知（令和5年3月31日）

- 食品安全課HPへ掲載（同4月3日）

- 県内市町村（さいたま市、川越市、越谷市、川口市除く）関係課※1、庁内関係各課※2へ通知（同4月7日）

※1：商工会関係担当課、観光関係担当課、イベント関係担当課

※2：産業労働政策課商工団体担当、観光課総務・物産・民泊担当、障害者支援課施設支援担当、学事課高等学校担当
他、彩の国だより8月号へ掲載予定、昨年度届出者に対して個別連絡、管内市町や商工会へ保健所から別途通知

6 改正後の食品安全課、各保健所における状況

- 関係各所、関係団体、主催者、出店者からの問い合わせに随時対応

- 県保健所との連絡調整会議で情報共有（令和5年4月21日）

- 対応に苦慮した事例についてQ&Aを作成して随時共有

- 現時点で大きな問題は発生していない